

監査公表第25号（令和6年11月22日、県公報第550号）

「住民監査請求に基づく監査（令和6年度）」

請求内容：「福岡県立門司大翔館高等学校において部活動で使用する器具等の管理状況について」

住民監査請求に係る監査の結果

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 (略)
- (2) 提出年月日 令和6年9月12日

2 請求の内容

(1) 請求の要旨

少なくとも平成29年以降、請求人が福岡県立門司大翔館高等学校（以下「学校」という。）に対し警告しているにもかかわらず、学校において、「① 運動場（グラウンド）および外周に、物品を長年にわたり放置（収納用倉庫が必要と知っているにもかかわらず、倉庫を設営せず放置）」し、「② 野球施設を長年にわたり錆（さび）を放置」している。

これにより、物品及び野球施設（以下「物品等」という。）の経年劣化が早まることで県の財政支出等が増加する。また、将来の住民であると思われる学生が整理整頓が出来なくなることで善良な市民が育たず、さらに、青少年を含む地域住民の美化意識の低下にも繋がる。

これは、違法又は不当な「公金の支出」、「財産の取得、管理、処分」、「契約の締結、履行」、「債務その他の義務の負担」及び「財産の管理を怠る事実」に該当し、又はこれらが相当の確実さをもって予測される。

したがって、知事等に対し、以下の措置を求める。

ア 風水に概ね耐えられる屋根付き収納場所の適正な確保、及び、収納、廃棄物の廃棄の常時実施（生徒が読んでもわかるマニュアルでの見やすい表記を含む。）

イ 錆取りとペンキ塗り、あるいは、維持不能な場合の解体など

(2) 監査委員による監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

本案件は、請求人が認知する限り、平成29年頃からの問題であり、その間に、多くの県職員が関与した案件であると思われるが、それによっても解決し得えない難解な事案である。また、運動場の物品の放置等につき、どこまでを許容すべきものなのか、個別外部監査での客観的判断を要する。

(3) 違法又は不当とする事実及びその理由等

ア 住民監査請求に係る財務会計上の行為の対象となる物品等について

請求人が提出した、福岡県職員措置請求書、「福岡県職員措置請求（2024年9月12日受付）における上申書」（以下「上申書」という。）等によると、住民監査請求に係る財務会計上の行為の対象となる物品等（以下「対象物」という。）は下表のとおりである。

【物品】

番号	品名	番号	品名
1	瓦礫	7	ポリタンク
2	タイヤ	8	学校用机
3	梯子（脚立）	9	ホース
4	三輪運搬車	10	長椅子
5	ポリ容器	11	トンボ
6	バケツ		

【施設】

番号	施設名
1	投球練習用施設
2	打撃練習用施設

イ 違法又は不当な請求対象行為について

(ア) 「公金の支出」について

a 「公金の支出」の内容

(a) 物品等について、適切な管理をしていないため、適切な管理をしている時に比べ著しく劣化が進むと廃棄物となり、処理費用が通常よりかさみ、買い替えの費用が通常よりかさむ。

(b) 現場でものを大切にする、整理整頓が学べないことは、学生が職業人となれないことを意味し、職業訓練や生活保護の費用の発生原因になる。また、それを見た住民にも悪影響を及ぼし、治安維持費用が通常よりかさむ原因となる。

b 違法又は不当な理由

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）、特に、第 50 条及び第 51 条に反する。「ものを大切にする」、「お片付け」及び「整理・整頓」が出来ないことは不当である。また、それにより、通常より劣化が激しくなり、処分費用や買い替え費用が通常より短期間で発生することは少なくとも著しく不当である。

(イ) 「財産の取得、管理、処分」について

a 「財産の取得、管理、処分」の内容

物品等を適切に管理せずに放置することで、通常に比べ著しい劣化をさせるという不作為の処分をしている。

b 違法又は不当な理由

通常より物品等の劣化が激しくなり、処分費用や買い替え費用が通常より短期間で発生することは少なくとも著しく不当であり、安全上の問題も発生する。

(ウ) 「契約の締結、履行」について

a 「契約の締結、履行」の内容

学校教育法、特に、第 50 条及び第 51 条と矛盾する契約の履行（不作為）が行われた。

特に、「ものを大切にする」、「お片付け」及び「整理・整頓」ということを、現場で長期間行うことが出来なかった。

b 違法又は不当な理由

上記（ア）の b と同じである。

(エ) 「債務その他の義務の負担」について

a 「債務その他の義務の負担」の内容

上記（ア）の a と同じである。

b 違法又は不当な理由

上記（ア）の b と同じである。

(オ) 「財産の管理を怠る事実」について

a 「財産の管理を怠る事実」の内容

運動場及び外周に、物品を長年にわたり放置し、及び長年にわたり野球施設の錆を放置

している。

b 違法又は不当な理由

運動場及び外周に、物品を長年にわたり放置し、及び長年にわたり野球施設の錆を放置していることは、財産の管理を怠る事実該当する。

(4) 事実証明書等

- ア 令和6年9月11日付け事実証明書
- イ " 16日付け上申書
- ウ " 19日付け上申書(2)
- エ " 27日付け上申書(3)
- オ " 10月2日付け上申書(4)
- カ " 4日付け上申書(5)
- キ " 6日付け上申書(6)
- ク " 7日付け上申書(7)
- ケ " 7日付け上申書(8)

第2 請求の要件審査

本件請求は、令和6年10月7日付けの補正書の提出をもって、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の所定の要件を具備しているものと認め、令和6年10月15日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求人が摘示する前記第1の2の(3)のアの物品等の管理状況に違法性又は不当性があるか否かについて監査の対象とした。

2 監査対象機関

教育庁（教育総務部施設課及び教育振興部高校教育課）及び学校を監査対象機関とした。

3 請求人の陳述

法第242条第7項に規定する陳述の機会については、請求人から辞退する旨の意思表示があったため実施しなかったが、令和6年10月18日付けで「福岡県職員措置請求（2024年9月12日受付）における陳述書」と題する書面が提出された。

陳述書にはおおむね以下の内容が記載されていた。

- (1) 住民監査請求後、学校において明らかに改善が見られた。今回の件で気を引き締め、整理整頓の実施や整理整頓の考え方を通じて、様々な良い影響を引き起こすきっかけになればと考えている。
- (2) 整理整頓は重要なことである。小学校で学んだ、ものを大切にすることを高等学校でも教えよと学校教育法に明記されている。「ものを大切に」、「整理整頓」ということは、小学校から社会に巣立った後も必要な能力であり、物品の損耗を防ぐために適切な場所で保管する必要がある。ところが学校では長年それができなかった。

- (3) 整理整頓が出来ない大人が社会に出ると、会社での教育や訓練校での訓練の負担が増えるし、多くの卒業生が低賃金での就労の可能性や、就職がうまくいかない結果、闇バイトなどの犯罪に走る可能性も容易に想定できる。生活保護受給者も増えていくはずである。
- (4) 物品は不適切に使用管理すると壊れやすくなる。雨に野ざらしに置かれたりすると、劣化が早まるし、購入サイクルが早まることは容易に想像できる。
- (5) 学校に改善の兆しが見えた一方で、整理整頓がなされていないように見受けられたり、整理整頓したと思われる場所にまた物品を置く行為が見られていることも事実である。

4 教育委員会の弁明

本件請求に対する弁明を教育委員会教育長に求めたところ、令和6年10月21日付けで以下の内容の弁明書が提出された。

(1) 弁明の趣旨

「① 運動場（グラウンド）および外周に、物品を長年にわたり放置（収納用倉庫が必要と知っているにもかかわらず、倉庫を設営せず放置）」、「② 野球施設を長年にわたり錆（さび）を放置」には該当せず、また、補正書における「物品や野球施設の廃棄や再購入の期間が適切な管理に比べ著しく短くなる」、「安全上の問題も発生」という指摘は当たらず、また、本件請求については、法第242条第1項に規定する、違法・不当な「公金の支出」、「財産の取得、管理、処分」、「契約の締結、履行」、「債務その他の義務の負担」及び「財産の管理を怠る事実」のいずれにも該当しないことから、本件請求を棄却するとの決定を求める。

(2) 請求の事実の認否

ア 「① 運動場（グラウンド）および外周に、物品を長年にわたり放置（収納用倉庫が必要と知っているにもかかわらず、倉庫を設営せず放置）」という財務会計上の行為を行っているとの請求人の主張について

上申書に記載されている物品のうち、物品番号8「学校用机」を除き、部活動のための保護者徴収金で購入しており、法第242条第1項に定める住民監査請求の対象ではないと解する。

なお、物品番号8「学校用机」について、法第242条第1項に規定する、違法又は不当な「公金の支出」、「財産の取得、管理、処分」、「契約の締結、履行」、「債務その他の義務の負担」及び「財産の管理を怠る事実」に該当するという請求人の主張については、否認する。

また、以下（ア）から（ウ）について、物品番号8「学校用机」に関する請求人の主張には、何ら違法又は不当な財務会計上の行為が介在しているとはいえず、法第242条第1項に定める住民監査請求の対象ではないと解する。

（ア）「公金の支出」について

請求人は、「現場で、ものを大切にすると、整理整頓が学べないことは、学生が職業人となれないことを意味し、職業訓練や生活保護の費用の発生原因になります。また、それを見た住民にも悪影響を及ぼし、治安維持費用が通常よりかさむ原因となります。」と主張している。また、「学校教育法、特に、第50条、および、第51条に反すると思います。「ものを大切にすると」、「お片付け」ということは小学校で学ぶと思いますが、効率的な行動も含め「整理・整頓」と言われたりします。それ以外にも違法・不当がありそうですが、「ものを大切にすると」、「お片付け」、「整理・整頓」が出来ないことは不当だと思います。また、それにより、通常より劣化が激しくなり、処分費用や買い替え費用が通常より短期間で発生

することは少なくとも著しく不当です。」とも主張しているが、この主張に何ら違法又は不当な財務会計上の行為が介在しているとはいえず、法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象ではないと解する。

(イ) 「契約の締結、履行」について

請求人は、「学校教育法、特に、第 50 条、および、第 51 条と矛盾する契約の履行（不作為）が行われました。特に、「ものを大切にする」、「お片付け」、「整理・整頓」ということを、現場で長期間行うことが出来ませんでした。」と主張している。

しかし、この主張に何ら違法又は不当な財務会計上の行為が介在しているとはいえず、法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象ではないと解する。

(ウ) 「債務その他の義務の負担」について

請求人は、「現場で、ものを大切にする、整理整頓が学べないことは、学生が職業人となれないことを意味し、職業訓練や生活保護の費用の発生原因になります。また、それを見た住民にも悪影響を及ぼし、治安維持費用が通常よりかさむ原因となります。」と主張している。また、「学校教育法、特に、第 50 条、および、第 51 条に反すると思います。「ものを大切にする」、「お片付け」ということは小学校で学ぶと思いますが、効率的な行動も含め「整理・整頓」と言われたりします。それ以外にも違法・不当がありそうですが、「ものを大切にする」、「お片付け」、「整理・整頓」が出来ないことは不当だと思います。また、それにより、通常より劣化が激しくなり、処分費用や買い替え費用が通常より短期間で発生することは少なくとも著しく不当です。」とも主張しているが、この主張に何ら違法又は不当な財務会計上の行為が介在しているとはいえず、法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象ではないと解する。

イ 「② 野球施設を長年にわたり錆（さび）を放置」という財務会計上の行為を行っているとの請求人の主張について

施設番号 1 「投球練習用施設」及び施設番号 2 「打撃練習用施設」について、法第 242 条第 1 項に規定する、違法又は不当な「公金の支出」、「財産の取得、管理、処分」、「契約の締結、履行」、「債務その他の義務の負担」及び「財産の管理を怠る事実」に該当するという請求人の主張については、否認する。

また、以下（ア）から（ウ）について、施設番号 1 「投球練習用施設」及び施設番号 2 「打撃練習用施設」に関する請求人の当該主張には、何ら違法又は不当な財務会計上の行為が介在しているとはいえず、法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求の対象ではないと解する。

(ア) 「公金の支出」について

請求人は、「現場で、ものを大切にする、整理整頓が学べないことは、学生が職業人となれないことを意味し、職業訓練や生活保護の費用の発生原因になります。また、それを見た住民にも悪影響を及ぼし、治安維持費用が通常よりかさむ原因となります。」と主張している。また、「学校教育法、特に、第 50 条、および、第 51 条に反すると思います。「ものを大切にする」、「お片付け」ということは小学校で学ぶと思いますが、効率的な行動も含め「整理・整頓」と言われたりします。それ以外にも違法・不当がありそうですが、「ものを大切にする」、「お片付け」、「整理・整頓」が出来ないことは不当だと思います。また、それにより、通常より劣化が激しくなり、処分費用や買い替え費用が通常より短期間で発生することは少なくとも著しく不当です。」とも主張しているが、この主張に何ら違法又は不

当な財務会計上の行為が介在しているとはいえ、法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象ではないと解する。

(イ) 「契約の締結、履行」について

請求人は、「学校教育法、特に、第 50 条、および、第 51 条と矛盾する契約の履行（不作為）が行われました。特に、「ものを大切にする」、「お片付け」、「整理・整頓」ということを、現場で長期間行うことが出来ませんでした。」と主張している。

しかし、この主張に何ら違法又は不当な財務会計上の行為が介在しているとはいえ、法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象ではないと解する。

(ウ) 「債務その他の義務の負担」について

請求人は、「現場で、ものを大切にする、整理整頓が学べないことは、学生が職業人となれないことを意味し、職業訓練や生活保護の費用の発生原因になります。また、それを見た住民にも悪影響を及ぼし、治安維持費用が通常よりかさむ原因となります。」と主張している。また、「学校教育法、特に、第 50 条、および、第 51 条に反すると思います。「ものを大切にする」、「お片付け」ということは小学校で学ぶと思いますが、効率的な行動も含め「整理・整頓」と言われたりします。それ以外にも違法・不当がありそうですが、「ものを大切にする」、「お片付け」、「整理・整頓」が出来ないことは不当だと思います。また、それにより、通常より劣化が激しくなり、処分費用や買い替え費用が通常より短期間で発生することは少なくとも著しく不当です。」とも主張しているが、この主張に何ら違法又は不当な財務会計上の行為が介在しているとはいえ、法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象ではないと解する。

(3) 弁明の理由

ア 「① 運動場（グラウンド）および外周に、物品を長年にわたり放置（収納用倉庫が必要と知っているにもかかわらず、倉庫を設営せず放置）」という財務会計上の行為を行っているとの請求人の主張について

まず、法第 237 条第 1 項において、「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金とされ、法第 239 条第 1 項において、「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産とされている。

ここで、上申書に記載されている物品は、物品番号 8「学校用机」を除き、全て部活動のための保護者徴収金である当該高校野球部の部活動費や当該高校テニス部の生徒会費で購入しているものであり、県の所有する動産ではないため、法第 237 条第 1 項に規定する財産には該当しない。

したがって、これらは法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象ではないと解する。

福岡県財務規則（昭和 39 年福岡県規則第 23 号。以下「規則」という。）第 233 条において、「物品の取得、管理及び処分等は、適正に行い、かつ、効率的に運用するとともに、その使用にあたっては、常に善良な管理者の注意をもつてしなければならない。」とされている。また、規則第 237 条第 3 項において「財務担当所において所管する物品の取得、管理及び処分等に関する事務は、財務担当所長が行う。」とされている。なお、規則第 2 条第 6 項及び第 10 項により、県立学校における財務担当所長は県立学校長とされている。

物品は、規則第 238 条（物品の購入）、第 246 条（供用の手続）、第 250 条（返納手続）、第 254 条（不用品の処分）、第 255 条（供用不適品等の通知）、第 256 条（不用の決定）によ

り取得から処分まで行われる。学校用机は主に教室で使用するために学校において購入し、一定年数経過後、劣化・破損等が生じ使用することができなくなったときは、産業廃棄物として基本的に処分を行う。

ただし、劣化・破損等により教室で使用できなくなっても、他の用途で使用できるときは使用しており、今回請求人が主張する学校用机も、教室で使用できなくなったものを部活動中（学校教育の一環）の水筒置き場等としてグラウンドで使用しているものである。

(ア) 「公金の支出」について

請求人は、「適切な管理をしていないため、適切な管理をしている時に比べ著しく劣化が進むと、廃棄物となり、処理費用が通常よりかさみ、買い替えの費用が通常よりかさみます。」と主張している。

しかし、物品番号8「学校用机」については、前述したように、教室で使用できなくなったものをグラウンドで部活動中に使用するため設置しているもので、放置しているわけではなく、請求人の主張はどれも当てはまらない。

(イ) 「財産の取得、管理、処分」について

請求人は、「「物品」や「野球施設」という財産を、適切に管理せずに放置することで、通常に比べ著しい劣化をさせるという不作為の処分をしています。」また、「少なくとも通常より劣化が激しくなり、処分費用や買い替え費用が通常より短期間で発生することは著しく不当です。安全上の問題も発生します。」と主張している。

しかし、物品番号8「学校用机」については、前述したように、教室で使用できなくなったものをグラウンドで部活動中に使用するため設置しているもので、放置しているわけではなく、請求人の主張はどれも当てはまらない。

(ウ) 「契約の締結、履行」について

上記4の「(2) 請求の事実の認否」に記載したとおり、何ら違法又は不当な財務会計上の行為が介在しているとはいえないことから、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象ではないと解する。

(エ) 「債務その他の義務の負担」について

請求人は、「適切な管理をしていないため、適切な管理をしている時に比べ著しく劣化が進むと、廃棄物となり、処理費用が通常よりかさみ、買い替えの費用が通常よりかさみます。」と主張している。

しかし、物品番号8「学校用机」については、前述したように、教室で使用できなくなったものをグラウンドで部活動中に使用するため設置しているもので、放置しているわけではなく、請求人の主張はどれも当てはまらない。

(オ) 「財産の管理を怠る事実」について

物品番号8「学校用机」については、前述したように、教室で使用できなくなったものをグラウンドで部活動中に使用するため設置しているもので、放置しているわけではなく、財産の管理を怠る事実当たらない。

イ 「② 野球施設を長年にわたり錆（さび）を放置」という財務会計上の行為を行っているとの請求人の主張について

上申書に記載されている施設番号1「投球練習用施設」はブルペンであり、平成26年6月に学校創立10周年記念準備委員会から寄附を受けたものである。

また、上申書に記載されている施設番号2「打撃練習用施設」は野球打撃練習場で、平成22年3月に設置されたものである。両施設とも法第237条第1項に規定する財産であり、規則第209条により財産登録されている。

地方公共団体の財産は、地方財政法（昭和23年法律第109号）第8条において、常に良好の状態においてこれを管理することとなっており、福岡県教育財産管理事務取扱規則（昭和39年福岡県教育委員会規則第7号）第4条及び第5条において、財産管理者として当該学校長を定め、財産管理者は、その所管に属する財産について、財産を常に良好な状態において管理し、財産の損傷の有無の確認及び防止に注意することを定めている。

また、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第28条において、「校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。」と規定されている。

体育施設・設備・用具については、教育委員会では、「福岡県学校部活動の在り方に関する指針」及び「体育・スポーツ活動に関する学校安全点検の指針」を示している。

学校では、日常又は定期的に教職員や用務員（環境整備班）が校内の施設及び設備の点検を実施しており、財産の損傷や生徒の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕等の措置を講じている。特に職場巡視の機会に併せ、そのチェックリストを用いて校舎内外の安全点検を行っている。なお、体育施設・設備・用具については、上記指針の観点も参考に点検を行っている。

施設番号1「投球練習用施設」及び施設番号2「打撃練習用施設」については、多少の錆は認められるものの、点検時に財産の損傷や生徒の安全の確保に支障となる事項は認められていない。

(ア) 「公金の支出」について

請求人は、「適切な管理をしていないため、適切な管理をしている時に比べ著しく劣化が進むと、廃棄物となり、処理費用が通常よりかさみ、買い替えの費用が通常よりかさみます。」と主張している。

しかし、施設番号1「投球練習用施設」及び施設番号2「打撃練習用施設」について、前述したように、学校では定期的に教職員や用務員（環境整備班）が校内の施設及び設備の点検を実施しており、財産の損傷や生徒の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕等の措置を講じている。

よって、適切な管理をしていないとはいえず、請求人の主張に当たらない。

(イ) 「財産の取得、管理、処分」について

請求人は、「「物品」や「野球施設」という財産を、適切に管理せずに放置することで、通常に比べ著しい劣化をさせるという不作為の処分をしています。」また、「少なくとも通常より劣化が激しくなり、処分費用や買い替え費用が通常より短期間で発生することは著しく不当です。安全上の問題も発生します。」と主張している。

しかし、施設番号1「投球練習用施設」及び施設番号2「打撃練習用施設」について、前述したように、学校では定期的に教職員や用務員（環境整備班）が校内の施設及び設備の点検を実施しており、財産の損傷や生徒の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険

物の除去、施設・設備の修繕等の措置を講じている。

よって、適切に管理せずに放置しているとはいえず、請求人の主張に当たらない。

(ウ) 「契約の締結、履行」について

上記4の「(2) 請求の事実の認否」に記載したとおり、何ら違法又は不当な財務会計上の行為が介在しているとはいえないことから、法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象ではないと解する。

(エ) 「債務その他の義務の負担」について

請求人は、「適切な管理をしていないため、適切な管理をしている時に比べ著しく劣化が進むと、廃棄物となり、処理費用が通常よりかさみ、買い替えの費用が通常よりかさみます。」と主張している。

しかし、施設番号1「投球練習用施設」及び施設番号2「打撃練習用施設」について、前述したように、学校では定期的に教職員や用務員（環境整備班）が校内の施設及び設備の点検を実施しており、財産の損傷や生徒の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕等の措置を講じている。

よって、適切な管理をしていないとはいえず、請求人の主張に当たらない。

(オ) 「財産の管理を怠る事実」について

施設番号1「投球練習用施設」及び施設番号2「打撃練習用施設」について、前述したように、学校では定期的に教職員や用務員（環境整備班）が校内の施設及び設備の点検を実施しており、財産の損傷や生徒の安全の確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、施設・設備の修繕等の措置を講じている。

よって、財産の管理を怠る事実には当たらない。

(4) その他の事項

請求人は、請求する措置として「① 風水に概ね耐えられる屋根付き収納場所の適正な確保、および、収納、廃棄物の廃棄の常時実施（学生が読んでもわかるマニュアルでの見やすい表記を含む。）」及び「② 錆取りとペンキ塗り、あるいは、維持不能な場合も解体、それが出来ない場合は、地域に影響を与えないための壁の建設」と主張している。

学校においては、これまでも学校の環境整備に関する地域の方からの意見に対して、部活動を実施する上での利便性や生徒等の安全上の観点、予算等を精査した上で、できる限り対応している。

また、請求人は、生じる損害として、「その行為を外部に見せることにより、青少年を含む地域住民が、その状態が良いと誤認識させることによる、美化意識の低下」と主張しているが、こういった地域住民の方からのご指摘は他になく、美化意識については個人により程度が異なると思われる。

5 個別外部監査契約に基づく監査の要否について

請求人は、本案件は難解な事案であることや、運動場の物品の屋外での放置等をどこまで許容すべきか客観的判断を要することを理由に、法第252条の43第1項の規定に基づく個別外部監査契約に基づく監査を求めている。

しかしながら、本件請求は、請求人が摘示する前記第1の2の(3)のアの物品等の管理が、その従うべき法令等の規定にのっとって適切に行われているかについて判断を行うこととなるもので

あり、この判断に当たって特に専門的な知見が必要であるとは認められない。

よって、監査委員の監査に代えて、個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であるとは認められないことから、監査委員による監査を行うこととした。

6 監査対象機関に対する監査等

監査対象機関の職員に対し、令和6年10月16日から同月30日にかけて、関係書類の調査及び確認並びに聴取調査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類の調査及び確認並びに監査対象機関の職員からの聴取調査により、以下の事項を確認した。

(1) 対象物の保管状況について

対象物の保管状況の確認のため学校を訪問し、事務長並びに野球部及びテニス部の各部活動顧問（以下「学校関係者」という。）への聴取及び現物の確認調査を以下のとおり実施した（令和6年10月17日時点）。

【物品】

番号	品名	個数	番号	品名	個数
1	瓦礫	不存在	7	ポリタンク	4
2	タイヤ	20	8	学校用机	5
3	梯子（脚立）	1	9	ホース	1
4	三輪運搬車	3	10	長椅子	廃棄済
5	ポリ容器	1	11	トンボ	18
6	バケツ	8			

上記のうち、物品番号1「瓦礫」については調査時点で現物が存在せず、いつ処理されたかの記録がなかった。請求人が現物確認をしたとされる平成26年以降、いずれかの時期に片付けられたものと推察される。

また、物品番号10「長椅子」は、不用品として既に廃棄されていた。

それ以外の物品については、学校関係者への聴取及び支出証拠書類の確認により、物品番号8「学校用机」を除き、全て部活動費及び生徒会費により購入されており、公金の支出はなかった。

なお、物品については、施設番号1「投球練習用施設」の内側や脇などに整然と保管されていた。

【施設】

番号	施設名	施設数
1	投球練習用施設	1
2	打撃練習用施設	1

上記について、いずれも学校の財産として公有財産台帳に登載されていることを確認したうえで、現物の目視確認を行った。

施設番号1「投球練習用施設」については、請求人から錆の指摘があった柱部分に錆止め入りの塗料が塗られていた。また、施設番号2「打撃練習用施設」については錆が見られるものの、地面に埋設された支柱にぐらつきはなく、しっかり固定されていた。

(2) 対象物の管理状況について

教育委員会では、運動部活動で使用する施設・設備・用具の管理については、「福岡県学校部活動の在り方に関する指針」及び「体育・スポーツ活動に関する学校安全点検の指針」に定めており、これら指針においては、学校は「学校安全点検実施要領」を作成し、定期的、臨時的、日常的、かつ継続的に点検を行うこととされている。

現地での聞き取り及び根拠書類の検査を行った結果、学校では、「学校安全点検実施要領」を作成し、学期ごとの教職員による点検、用務員による月に数度の点検といった定期的な点検を行っていた。また、教職員が学校施設の内外（校庭周りを含む。）の点検を行った際に、臨時的に必要なと認めたものについては、速やかに改善を行うとともに、用務員が巡視を行う際も必要があれば適宜修繕等を行っており、部活動で使用する物品や施設についての日常的・継続的な点検は部活動顧問が行っていた。

2 判断

(1) 住民監査請求の対象となる財産について

住民監査請求の対象となる財産は、法第237条第1項に規定する財産に限定されている。

法第237条第1項において、「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金とされ、法第239条第1項において、「物品」とは、普通地方公共団体の所有に属する動産及び普通地方公共団体が使用のために保管する動産であるとされている。なお、ここでいう「保管する動産」は、地方公共団体が使用する目的で他人から借用し、保管するものとされている。

【物品】

物品番号8「学校用机」5台については、劣化等により教室で使用できなくなったものを部活動中の水筒置き場等として再利用しているものであり、帳簿等が保存期間満了のため既に廃棄されていることからいつ購入したものか定かではないが、学校の教室で生徒が使用する机や椅子は、通常は公費により購入していることから、物品のうち、物品番号8「学校用机」5台については、法第237条第1項に規定する県の財産に該当する。

そして、物品番号8「学校用机」を除く物品（ただし、物品番号1「瓦礫」及び物品番号10「長椅子」については、監査時点においては廃棄等により存在しないことから、住民監査請求の対象となる財産に該当するかどうかの判断は行わず、監査の対象としない。）については、学校関係者への聴取及び支出証拠書類の確認により、全て部活動費及び生徒会費により購入されており、公金の支出はなされていなかった。このため、これらの物品は、法第237条第1項に規定する県の財産には該当しない。

【施設】

野球部で使用する施設については、規則第209条の規定に基づいて学校が作成した公有財産台帳（工作物）によると、施設番号1「投球練習用施設」は平成26年6月に学校創立10周年記念準備委員会から寄附を受けたものであり、施設番号2「打撃練習用施設」は、平成22年3月に設置されたものであることが認められる。

両施設とも、県の公有財産台帳に登載されており、法第237条第1項で定める県の財産であると認められる。

以上により、物品番号8「学校用机」並びに施設番号1「投球練習用施設」及び施設番号2

「打撃練習用施設」については、法第237条第1項で定める県の財産には該当することから、住民監査請求の対象であると認められる。

一方で、物品番号8「学校用机」並びに施設番号1「投球練習用施設」及び施設番号2「打撃練習用施設」以外の対象物については、法第237条第1項で定める県の財産には該当せず、住民監査請求の対象とならないことから、これらに係る請求については却下する。

(2) 請求対象行為が違法又は不当であるかについて

ア 「公金の支出」について

上記第4「1 事実関係の確認」のとおり、物品、施設ともに関連規定に基づいた管理が行われていると認められ、請求人が主張するように、「物品等について、適切な管理をしていないため、適切な管理をしている時に比べ著しく劣化が進むと廃棄物となり、処理費用が通常よりかさみ、買い替えの費用が通常よりかさむ。」又はそのことが相当の確実さをもって予測されるとはいえない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

イ 「財産の取得、管理、処分」について

上記第4「1 事実関係の確認」のとおり、物品、施設ともに関連規定に基づいた管理が行われていると認められ、請求人が主張するように、「物品等を適切に管理せずに放置することで、通常に比べ著しい劣化をさせるという不作為の処分をしている。」、「通常より物品等の劣化が激しくなり、処分費用や買い替え費用が通常より短期間で発生する。」又はそのことが相当の確実さをもって予測されるとはいえない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

ウ 「契約の締結、履行」について

学校教育法第50条及び第51条は、学校教育の目的について規定しているものであることから、住民監査請求の対象となる財務会計事務に係るものとは認められない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

なお、上記についてはア及びエも同様である。

エ 「債務その他の義務の負担」について

上記第4「1 事実関係の確認」のとおり、物品、施設ともに関連規定に基づいた管理が行われていると認められ、請求人が主張するように、「物品等について、適切な管理をしていないため、適切な管理をしている時に比べ著しく劣化が進むと廃棄物となり、処理費用が通常よりかさみ、買い替えの費用が通常よりかさむ。」又はそのことが相当の確実さをもって予測されるとはいえない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

オ 「財産の管理を怠る事実」について

上記第4「1 事実関係の確認」のとおり、施設番号1「投球練習用施設」及び施設番号2「打撃練習用施設」の金属部分に錆が生じていることは認められるが、物品、施設ともに関連規定に基づいた管理が行われていると認められ、財産の管理を怠る事実には当たらない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

以上のとおり、物品番号8「学校用机」並びに施設番号1「投球練習用施設」及び施設番号2「打撃練習用施設」の管理については、関連規定に基づき適正に管理されており、違法又は不当な

事実は認められないことから、県に損害が生じているとはいえない。

上記のとおり、請求人の主張には理由がない。よって、本件請求のうち住民監査請求の対象となる財産に対する請求についてはこれを棄却する。

3 意見

本件監査の結果は以上のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり述べる。

部活動もまた学校教育の一環であることを考えると、その活動において基本的な生活習慣、社会生活におけるルールやマナーを身に付けさせることは重要である。その意味から、部活動で使用される物品等については、今回住民監査請求の対象ではないと判断されたものについてもその適切な管理について十分指導することが望まれる。

当該学校では、これまでも地域住民の代表者が参画する学校評議会において、地域の声を聞き意見交換を行うことで、学校と地域社会との連携を図ってきた。今後も地域の皆さんからいただく多様な意見を真摯に受け止め、学校運営の改善を図りながら、地域に開かれた学校づくりを進めていくことが求められる。